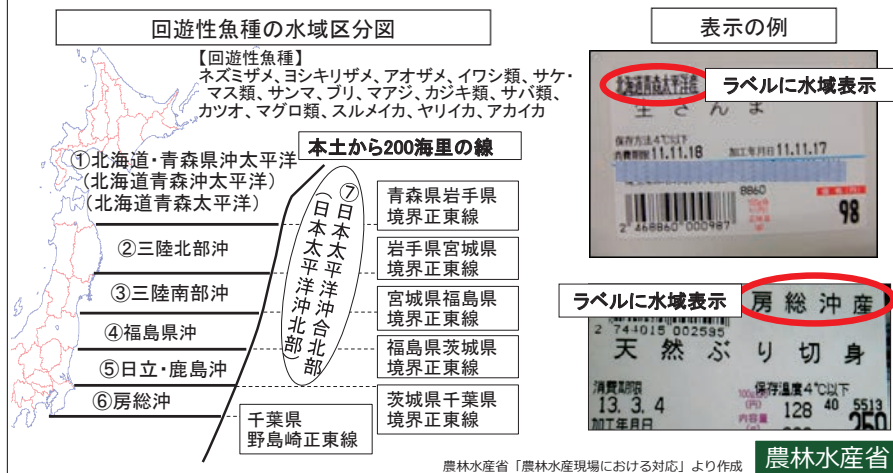


消費者への原産地情報の提供

- 平成23年10月から、東日本太平洋側で漁獲された生鮮水産物を中心に、生産水域の区画及び水域名を明確化し、原産地表示を推奨。



平成23年10月から東日本太平洋側で漁獲された生鮮水産物を中心に、どこで獲られたものが消費者の方が分かりやすいように、原産地表示を推奨する取組を進めています。このように、放射性物質調査の情報を消費者に分かりやすく提供することで、風評被害の防止を図っています。

本資料への収録日：平成25年3月31日